

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和元年11月27日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和元年9月22日（日）から23日（月）にかけて本市に接近した台風17号に伴う強風により、周南市立櫛浜小学校内の倉庫の屋根（スレート葺）の一部が飛散し、相手方所有の車両及び柵等の工作物を破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥305,508-

2 専決処分の年月日

令和元年11月8日